

令和4年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月10日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	1
2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	2
3 職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表	5
4 収入証紙に関する条例 新旧対照表	7
5 神奈川県手数料条例 新旧対照表	8
6 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例 新旧対照表	10

1 職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年神奈川県条例第2号）新旧対照表

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条（略） （服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者に対し宣誓書（別記様式）を提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。ただし、天災その他緊急の事態に際し必要があるときは、宣誓書を提出する前においても、その職務を行うことができる。</p> <p>第3条（略）</p>	<p>第1条（略） （服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級職員の前において宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>第3条（略）</p>

公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年神奈川県条例第34号）新旧対照表

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条（略） （服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに公安委員会の委員（以下「委員」という。）となつた者は、知事に対し宣誓書（別記様式）を提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。ただし、天災その他緊急の事態に際し必要があるときは、宣誓書を提出する前においても、その職務を行うことができる。</p> <p>第3条（略）</p>	<p>第1条（略） （服務の宣誓）</p> <p>第2条 公安委員会の委員（以下「委員」という。）は、任命後、知事の面前において宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>第3条（略）</p>

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第7条（略） （休暇の種類） 第8条 休暇の種類は、次のとおりとする。 （1）～（12）（略） <u>（13） 不妊治療休暇</u> （14）（略） （15）（略） （16）（略）</p> <p>2 前項第1号から第14号までに掲げる休暇は、有給休暇とし、給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない期間とする。ただし、有給休暇（人事委員会規則で定める有給休暇を除く。）が、週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて、有給休暇の期間とみなす。</p> <p>第9条～第15条の5（略） （短期介護休暇）</p> <p>第15条の6 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第16条第6号</u>を除き、以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3（略） <u>（不妊治療休暇）</u></p> <p>第15条の7 任命権者は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内で、不妊治療休暇を与えることができる。</p>	<p>第1条～第7条（略） （休暇の種類） 第8条 休暇の種類は、次のとおりとする。 （1）～（12）（略） （新設） <u>（13）（略）</u> <u>（14）（略）</u> <u>（15）（略）</u></p> <p>2 前項第1号から第13号までに掲げる休暇は、有給休暇とし、給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない期間とする。ただし、有給休暇（人事委員会規則で定める有給休暇を除く。）が、週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて、有給休暇の期間とみなす。</p> <p>第9条～第15条の5（略） （短期介護休暇）</p> <p>第15条の6 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>次条第6号</u>を除き、以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

改 正	現 行
<p>2 <u>前項に規定する1年とは、暦年とする。</u></p> <p>3 <u>不妊治療休暇は、1日を単位として与える。</u> <u>ただし、任命権者は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを与えることができるものとする。</u></p> <p>第16条～第20条 (略)</p>	<p>第16条～第20条 (略)</p>

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表
（第2条関係）

改 正	現 行
<p>第1条～第4条 (略) (休暇の種類)</p> <p>第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(12) (略) <u>(13) 不妊治療休暇</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u> <u>(16) (略)</u></p> <p>2 前項第1号から第14号までに掲げる休暇は、有給休暇とし、給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない期間とする。ただし、有給休暇（人事委員会規則で定める有給休暇を除く。）が、週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて、有給休暇の期間とみなす。</p> <p>第6条～第12条の5 (略) (短期介護休暇)</p> <p>第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第13条第6号</u>を除き、以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p>	<p>第1条～第4条 (略) (休暇の種類)</p> <p>第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(12) (略) (新設) <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u></p> <p>2 前項第1号から第13号までに掲げる休暇は、有給休暇とし、給与の支給を受けて正規の勤務時間中に勤務しない期間とする。ただし、有給休暇（人事委員会規則で定める有給休暇を除く。）が、週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて、有給休暇の期間とみなす。</p> <p>第6条～第12条の5 (略) (短期介護休暇)</p> <p>第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>次条第6号</u>を除き、以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p>

改 正	現 行
2・3 (略) (不妊治療休暇)	2・3 (略)
<p>第12条の7 教育委員会は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内で、不妊治療休暇を与えることができる。</p> <p>2 前項に規定する1年とは、暦年とする。</p> <p>3 不妊治療休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを与えることができるものとする。</p>	(新設)
第13条～第15条 (略) (読替規定)	第13条～第15条 (略) (読替規定)
<p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同項ただし書、同条第5項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。</p>	<p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同項ただし書、同条第5項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。</p>
第16条の2～第18条 (略)	第16条の2～第18条 (略)

3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律 (以下「育児休業法」という。)第2条第1項 の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) 前号に掲げる職員のほか、育児休業の承認の請求時における_____勤務日数等を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>第2条の2～第27条 (略) (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 部分休業の承認の請求時における_____勤務日数、勤務時間等を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>第29条～第31条 (略) (妊娠又は出産等についての申出があった場合に</p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律 (以下「育児休業法」という。)第2条第1項 の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) 前号に掲げる職員のほか、育児休業の承認の請求時における<u>在職期間</u>、勤務日数等を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>第2条の2～第27条 (略) (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 部分休業の承認の請求時における<u>在職期間</u>、勤務日数、勤務時間等を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>第29条～第31条 (略)</p>
<p>おける措置等)</p> <p>第32条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項に規定する申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> (勤務環境の整備に関する措置)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第33条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> (2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<u>関する措置</u> 第34条 (略)	第32条 (略)

4 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改正		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 使用料		1 使用料	
名 称	根 拠 規 定	名 称	根 拠 規 定
青少年センター施設 使用料（駐車場使用 料を除く。）	神奈川県立青少年セン ター条例（昭和39年神 奈川県条例第11号）第 4条第1項	1 青少年センター施 設使用料（駐車場 使用料を除く。）	神奈川県立青少年セン ター条例（昭和39年神 奈川県条例第11号）第 4条第1項
青少年センター設備 使用料		青少年センター設 備使用料	
(削除)		2 岸壁利用料	港湾の設置及び管理等 に関する条例（昭和39 年神奈川県条例第93 号）第11条第1項
		係留料	
		陸置料	
		船舶給水料	
		クレーン利用料	
2 手数料		2 手数料	
名 称	根 拠 規 定	名 称	根 拠 規 定
1～30 (略)		1～30 (略)	
31 (略)	神奈川県道路交通法関 係手数料条例（平成12 年神奈川県条例第18 号）第2条	31 (略)	神奈川県道路交通法関 係手数料条例（平成12 年神奈川県条例第18 号）第2条
(削除)		チャレンジ講習手 数料	
(削除)		特定任意高齢者講 習手数料	
(略)		(略)	
認知機能検査手 数料		認知機能検査手 数料	
運転技能検査手 数料		(新設)	
(略)		(略)	
32 (略)		32 (略)	

5 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改正			現行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 政策局関係			1 政策局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項又は第38条の5第9項の規定に基づく住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	(略)	4 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項、第38条の5第9項又は第39条の98第9項の規定に基づく住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	(略)
5 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号の規定に基づく譲渡予定価額に関する申出に対する審査	(略)	(略)	5 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号の規定に基づく譲渡予定価額に関する申出に対する審査	(略)	(略)
2 暮らし安全防災局関係			2 暮らし安全防災局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～6 (略)			1～6 (略)		
7 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	(略)	2,700円	7 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	(略)	2,100円
8～13 (略)			8～13 (略)		
3～7 (略)			3～7 (略)		
8 県土整備局関係			8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～9 (略)			1～9 (略)		
10 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第	(略)	(略)	10 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5	(略)	(略)

改 正			現 行		
14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		
11 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	(略)	11 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	(略)
12~66 (略)			12~66 (略)		
9 (略)			9 (略)		
10 公安委員会関係			10 公安委員会関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1~15 (略)			1~15 (略)		
16 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	(略)	1,600円	16 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	(略)	1,800円
17~39 (略)			17~39 (略)		
11 (略)			11 (略)		

6 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例（平成30年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）</u>第2条第1項に規定する過疎地域の持続的発展を支援するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税について、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）</u>第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、<u>法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）</u>内において、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）</u>第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした</p> <p>_____者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年又は当該日の属する事業年度開始の日以後3年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対しては、事業税を課さない。</p> <p>2 <u>産業振興促進区域内</u>において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、公示日の属する年以</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）</u></p> <p>_____第2条第1項に規定する過疎地域の自立促進を図る _____ ため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税について、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 <u>過疎地域自立促進特別措置法</u> _____（以下「法」という。）第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和3年3月31日</u>までの間に、<u>法第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）</u>のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い<u>法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「省令」という。）</u>第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年又は当該日の属する事業年度開始の日以後3年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対しては、事業税を課さない。</p> <p>2 <u>過疎地域内</u> _____において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、公示日の属する年以</p>

改 正	現 行
<p>後の各年（この項の規定により事業税を課さないこととする最初の年以後5年以内の各年に限る。）のその者の所得金額に対しては、事業税を課さない。</p> <p>第3条～第6条（略）</p>	<p>後の各年（この項の規定により事業税を課さないこととする最初の年以後5年以内の各年に限る。）のその者の所得金額に対しては、事業税を課さない。</p> <p>第3条～第6条（略）</p>